神奈川県議会 令和２年第１回定例会 厚生常任委員会

令和２年２月 13 日

渡辺(ひ)委員

初めに確認させていただきたいのが、前回の委員会では、かながわ共同会からの質問があり、それに対して県当局の回答があった中で、かながわ共同会はその回答を受けて協議に応じられない状況になっておりましたが、あれから時間も経過し、その後の協議の状況はどのようになっているのか、県として、その後、かながわ共同会に対して働きかけをしたのか、その辺りを含めて確認します。

福祉部長

今、御質問の中にあったとおり、令和元年 12 月 27 日に、かながわ共同会から質問書をいただき、令和２年１月 21 日に回答書をお渡ししております。１月 24 日に協議の申入書をお渡ししましたが、１月 28 日に、お受けできないという文書をいただいております。そういった事態で、協議は始まっていないという前提ですが、私、あるいは、かながわ共同会は理事長と、２回ほど、お話をさせていただいている状況です。

渡辺(ひ)委員

正式な協議は受けられないと、令和２年１月 28 日に正式に表明があったが、話合いというレベルで２回程度お話しし、その話合いの内容も含めて、今後、協議につながっていくのか、その辺りの感触はどのような状況ですか。

福祉部長

お話の内容については、私からは津久井やまゆり園のかつての支援について厳しい指摘があるということ、また、これはかながわ共同会だけの課題ではなく、県としても課題があったと考えており、県として、利用者目線の支援を目指していきたいということが基本的な考えであることを申し上げさせていただいております。また、そうした中、津久井やまゆり園の再生に当たって、懸念を払拭するためにも指定管理者を公募で選定することとしたい旨をお話しし、併せて、令和３年度の利用者の方の入所は守っていきたい旨をお話しさせていただいております。

かながわ共同会としては、利用者目線の福祉を目指す路線は同じ考えであるということ、あるいは令和３年度の入所は守っていきたいということについては、それぞれの考えが同じであるということだと思いますが、かながわ共同会としても改善に取り組んでいる、成果も上がっている部分もあるので、基本構想に示された方向で調整を進めていただきたいというお話がありました。目指していくべきは、利用者目線というところでは同じであることが分かりましたが、今後の指定管理の担い手の選定という面では、話合いが必要と考えております。

渡辺(ひ)委員

今の話を聞いていると、基本的な福祉に対する考え方、施設運営に対する考え方については共通点があるということでありますが、協議ということになると全く歩み寄れない、平行線という状況と認識しました。その上で、確認した

いのですが、先ほどの委員の質問の中で、新たな施設になると、人員の配置等が変わってくるので、増員に対する指定管理料も上乗せし、対応していかなければいけないという御答弁がありました。具体的には、どの程度、人員配置や管理業務が変わってくるのか伺います。

障害サービス課長

新しい津久井やまゆり園は、これまでも御答弁させていただいているとおり、66 人がそれぞれの規模ということで、規模は小さくなります。ただし、生活の範囲をより地域や家庭に近づけるために、一つのユニットを短期入所の枠も含めて 11 人ということで、食堂や、お風呂など、一定程度の生活が完結される。そのための支援員をそれぞれのユニットに配置するということになります。これまでは 20 人が一つの単位の施設でした。スケールメリットは小さくなることになります。

利用者に対する職員の配置は、今までより手厚く配置しなければならないということです。その具体的な人数については、現在、積算を重ねているので、直ちに何人ということは申し上げられる状況ではありませんが、１人当たりの職員の人数は、従前に比べて手厚くなります。

渡辺(ひ)委員

今お答えになったようなことは、令和６年度まで延長する前提の中で、実際に、既に分かっていた話であると思います。その上で、例えば、令和元年 12 月 27 日の質問状に対する答えの中でも、三つほど理由を挙げて、一つは、施設の大幅な変更があるので、前提条件が変わることや、虐待の問題、愛名やまゆり園は、かながわ共同会の津久井やまゆり園とは全く違う理由を述べて、協議にのってもらう形で、基本協定書の第 73 条に基づいてという回答をされたと思います。今の部分は、私自身も納得できないのですが、その上で改めて確認させていただきます。私の認識は、それ以前の令和６年度まで延長することについても、現行のままの体制で、条件変更すればできるということで、この委員会として、ずっと令和６年度まで延長してきたと思いますが、再度その点も含めて、今言った変更事項というのは、大きな変更で、それこそ事前条件が変わった協議事項に当たるのかどうか。過去の令和６年度まで延ばそうとしたときには、当然、その辺りも含めて当局は考えていたわけで、そこが新たに、こうして出てくるというのは少し腑に落ちない部分があります。実際、法律上も含めて、現行の指定管理契約の中でも、今御答弁があったような条件変更については現契約の中で協議ができるのか、全く違う契約を結ばなければ駄目なのか、見解について伺います。

障害サービス課長

指定管理者制度の中で、今回、指定管理期間短縮の協議を申し入れているということですが、この前提条件と内容を変更したことについては、指定管理者制度上、具体的に明確に定義がされたものではなく、その都度、自治体と指定管理者の間で確認をするものです。先ほどおっしゃられました、幾つか我々で提示させていただいている条件等については、今回、前提条件と内容を変更したときに当たるということをもって、かながわ共同会に協議の申入れをしています。

渡辺(ひ)委員
　明確な定義がないと言いながらも、昨年の 12 月 5 日以前は、現状の契約の中でそういう運営ができていく。当然、その中で、今言った人員増を図っていかなければいけないユニットになることは分かっていたので、現契約の中で、例えば、人員の配置を多くしてください、それに対しては積算の上積みをして、指定管理料も令和３年度から増やしていくことになったと思いますが、それを前提条件に、今言った規定がないということですが、規定にした理由はあるのでしょうか。
障害サービス課長
　今回、協議を申し入れているのは、指定管理の基本協定に定められている約束した事項について変更するのではなく、想定していなかった指定管理期間を短縮することについて協議を申し入れたために、基本協定書の第 73 条を適用しているというものです。例えば、今までも、かながわ共同会との協定の中で、指定管理料の精算という事態があったこともありました。また、津久井やまゆり園の千木良園舎から芹が谷園舎に仮移転するということもありました。その都度協議を行い、結んでいた指定管理の事項に変更がある場合については、協議を申入れ、双方合意をして今日に至っているということです。
　ただ、繰り返しですが、指定管理期間を短縮することについては、そもそもの指定管理の基本協定の中で想定しているものではないので、第 73 条を適用して、お願いをしているところです。
渡辺(ひ)委員
　今の御答弁が私自身は理解できないのですが、ただ、今回の協議に応じていただく前提理由として、今言った施設の運営が大きく変わるということや、虐待事案など様々な理由を言っています。それに対してかながわ共同会は、虐待事案については過去の話、さらには、基本協定書の第 54 条に基づいて、今までの第 61 条までの間の中で、その都度行ってきたことについては改善できている。これについては、当局の皆様方も、その都度きちんと対応してきたと今まで御答弁をされています。
　その中で、別の視点で見ると、これは私見ですが、運営する環境が変わるから、契約を延長できない、見直す必要があるということであれば、一般的社会通念から言って、そのようなこともあるかと思いますが、今のお話を聞いていると、そこは大きな理由ではない。そうなると、検証委員会が審査している虐待、津久井やまゆり園に関係のない愛名やまゆり園の問題など様々な問題が協議の理由になっていることは、かながわ共同会にとっても理解し難いと思います。
　さらには、先ほどの協議とは別に、２回話合いを行ったというお話をされていましたが、その中でも、今言ったような話合いではなく、今までの延長線上の話をしているので、福祉についての考え方は一致するが、協議や契約の短縮については理解されず、平行線になってしまうと思います。
　今後は、どのような形で打開策を見いだそうとしているのか伺います。
福祉子どもみらい局長
　打開策そのものの御答弁になるか分かりませんが、新しい福祉を目指す、そ

れから利用者目線といったことを実現していくときに、今回の話としては、新しい施設で、再生津久井やまゆり園になる大きなきっかけはあると思います。施設が変わるから契約を変えなければならないという話ではありませんが、新しい津久井やまゆり園をつくるときに、そこで行われる支援に懸念があってはならないということがきっかけでした。そのきっかけのところに、例えば、愛名やまゆり園の話であったり、お声があったといったようなことを私どもは申し上げていて、これから実現しなければならないものについては、どのような支援が本当に必要なのか、しっかり考えて、様々な提案を受けて決めていきたいという動機は全く変わっておりません。

検証委員会でいろいろと指摘も受けてきました。モニタリングを受けて、25件の身体拘束があり、私たちがそれをどれぐらい受け止めていたのかということを、まさに第三者から今、問われております。同じように、これまで私たちが報告を受けて、改善してきたと言ってきたではないかと言われる部分についても、本当に私たちはそれでよかったかということを検証委員会から言われているのだと受け止めています。

その中で、これからの支援はどうあるべきかというのは、私たちも真剣に考えなければならないし、それを表に分かるような基準にして、提案を受けて、今まで県が持っていなかった11人ユニットという新しい施設、地域交流をしっかりしていこうという新しい施設、意思決定支援で一人一人のよりよい生き方を常に探りながら暮らしていく施設、その支援の在り方は、本当に様々な知恵を受け、提案を受けて行っていきたいといったことが、今回のお話の基本にあります。

打開策そのものではありませんが、今、利用者目線、新しい福祉という単語だけでは、私たちも分かっていると、かながわ共同会には言っていただいておりますが、先ほど少し検証委員会で話をしましたように、24時間拘束をしているということ、３原則をどのようにクリアしてきたかということについての御認識が、例えば、県なり共同会なり、それから今指摘をされている第三者の中で統一されているのか、今、ルールとして守らなければいけないのは何なのか、きちんと整理していかなくてはいけない時点になっていて、その部分をかながわ共同会にも御理解をいただきたいことをしっかり話し合っていきたいと思っています。打開策そのものでないかもしれませんが、その部分が、まさにこれからかながわ共同会と共有していかなければならないポイントではないかと思っております。

渡辺(ひ)委員

意見を述べさせていただくと、今、福祉子どもみらい局長が答弁されたような話であれば、今回の津久井やまゆり園の問題等々について、例えば、そういう問題が起きたら、運営を変更しなければいけないのでしょうか。経営であれば、そのようなことはしないと思います。責任問題もはっきりしない中で、検証、反省をして、改善をするというのが一般的だと思います。そういう意味からすると、今回の津久井やまゆり園の問題も、確かに様々な問題がありますが、それは、かながわ共同会が言っているように、今までもそうだったし、今後も基本協定書の第54条に基づいて、話し合って改善をしていく問題です。

先ほど答弁の中に、新しい福祉ということに対して御答弁がありました。その中には、チーム対応や専門性、個別配慮という話があって、それは今でも行っており、それをブラッシュアップしていくという御答弁がありました。ブラッシュアップするのであれば、逆に、今まで家族の方、または入所者の方々に寄り添っている。その中で様々な課題が出てきた。それをどうやって改善をしていくかということのほうが、その知見を持っているところと一生懸命行ったほうが実際はブラッシュアップにつながっていく気がしたので、再考する意味はあると思います。

いずれにしても協議が調わなければ、この話は公募になる話ではありませんが、意見を述べさせていただきたいと思います。